

裁 決 書

審査請求人

処分庁

審査請求人が令和 2 年 5 月 21 日に提起した処分庁による生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号、以下「法」という。）第 63 条に基づく費用返還決定処分に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

処分庁が、令和 2 年 5 月 18 日付けで行った法第 63 条に基づく費用返還決定処分を取り消す。

事案の概要

- 1 処分庁は、平成 29 年 1 月 31 日付けで、審査請求人（以下「請求人」という。）に対し、法による保護を開始した。
- 2 処分庁は、令和 2 年 5 月 18 日付けで、請求人の妻（以下「妻」という。）が受給している企業年金の収入認定漏れに伴い、過払いとなった保護費について法第 63 条に基づき費用返還決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、請求人に通知した。
- 3 請求人は、令和 2 年 5 月 21 日、本件処分の取消しを求める審査請求をした。

審理関係人の主張の要旨

1 請求人の主張

(1) 請求人が審査庁に提出した審査請求書には、次の趣旨の記載がある。

処分庁ミスで妻が受給している企業年金を事務処理してなかったようである。請求人達は定期訪問のたびに妻の通帳を年3～4回見せていた。処分庁でコピーもした。通帳には年金と企業年金が一緒に記入してある。請求人の係の方全員がミスを見とめている。

(2) 審理員が令和2年7月15日に受理した請求人の反論書には、次の趣旨の記載がある。

請求人達は処分庁にうそを付いて生活保護を受けた事はない。最所から処分庁まかせだった。処分庁の仕事は請求人達市民には何一つわからない。生活保護最所の手続きの時妻の保険、年金企業年金全部係の人に差し出した。その後は処分庁まかせだった。保護を受けて3年位なる。1年に3回自宅にきて、通帳、保険、年金企業年金の事を調べて帰った。他に最低年金者に3,224円の振込みハガキが届いた時もハガキ、通帳を処分庁にもって行きコピーもした。最所から企業年金が有る事は処分庁係員の方全員わかってたはずである。係の方は全員自分達のミスを認めている。上役の方には伝わっていないようである。もう少し早く最所から半年位だったら何とかなったと思う。3年も過ぎて払いすぎだと云っても請求人ももうすぐ80才になる。請求人にはどうしようも出来ない。

(3) 請求人から提出のあった証拠書類には、次の記載がある。

ア 令和2年5月18日付けの本件処分通知書には、「あなたの世帯について、生活保護法の適用を行ってまいりましたが、下記の理由によりすでに支給した扶助費から下記に示す金額を返還していただくことになりましたので通知します。」「1返還決定額 584,700円」、「2返還の理由 妻が受給している企業年金収入の認定漏れにより扶助費に過支給が生じたため。」との記載がある。

2 処分庁の主張

(1) 審理員が令和2年7月3日に受理した処分庁の弁明書には、次の趣旨の記載がある。

ア 本件の経過

請求人は、平成29年1月31日に生活保護の申請を行い、同日付け保護開始したものである。

申請時の平成 29 年 1 月 31 日に企業年金連合会老齢年金振込通知書の提出があったが、以後の提出はなかった。

平成 31 年度課税調査において、認定額と課税額の相違があり、調査を行ったところ、企業年金の認定漏れが判明したため、令和 2 年 5 月 18 日付けで本件処分を行った。

イ 棄却を求める理由

処分庁の認定漏れが原因であるものの保護費の過払いが生じていることは事実であり、本件処分については何ら違法や不当はないため、この審査請求は棄却されるべきである。

(2) 処分庁から提出のあった証拠書類には、次の記載がある。

ア 平成 29 年 1 月 31 日に処分庁が受理した同月 8 日付けの妻の企業年金連合会老齢年金振込通知書には、平成 29 年中の年金支払予定として、「H29.04.03(29.12-29.03) 金額 64,967」、「H29.08.01(29.04-29.07) 金額 64,967」、「H29.12.01(29.08-29.11) 金額 64,967」との記載がある。

イ 平成 29 年 2 月 2 日に処分庁が受理した収入申告書には、妻の収入として、「企業年金 12 月分 64967」との記載がある。

ウ 適用年月日が平成 29 年 4 月 1 日の保護決定調書には、妻の収入充当内訳として、企業年金の記載はない。また、適用年月日が平成 29 年 5 月 1 日から令和元年 12 月 1 日までの間の保護決定調書についても同様である。

エ 平成 30 年 11 月 1 日に処分庁が受理した資産申告書に添付された妻の通帳には、4 ヶ月ごとに企業年金連合からの支払いがある旨の記載がある。

オ 令和元年 8 月 19 日に処分庁が受理した企業年金連合会に対する法第 29 条調査の回答には、「氏名 妻」、「年金額 年額 194,900 円」、「支払期月 4.812 月/当該月の 1 日（1 日が金融機関の休業日に当たる場合は翌営業日）」との記載がある。

カ 令和元年 12 月 6 日に処分庁が受理した資産申告書に添付された妻の通帳には、4 ヶ月ごとに企業年金連合からの支払いがある旨の記載がある。

理 由

1 本件に係る法令等の規定について

(1) 法第4条は、生活保護制度における基本原理の一つである「保護の補足性」について規定しているが、その第1項において、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」と定めている。また、法第5条により、「この法律の解釈及び運用は、すべてこの原理に基いてされなければならない。」と定めている。

(2) 法第63条は、「被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない。」と定めている。

なお、本条文については、本来受けるべきでなかった保護金品を得たときの返還義務を規定したものであり、「急迫の場合等」の「等」とは、調査不十分のため資力があるにもかかわらず、資力なしと誤認して保護を決定した場合、あるいは保護の実施機関が保護の程度の決定を誤って不当に高額の設定をした場合等であると解されている。

(3) 「生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて」(平成24年7月23日社援保発0723第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知)の1の(1)には、法第63条に基づく費用返還の取扱いに係る返還対象額について、「法第63条に基づく費用返還については、原則、全額を返還対象とすること。ただし、全額を返還対象とすることによって当該被保護世帯の自立が著しく阻害されると認められる場合は、次に定める範囲の額を返還額から控除して差し支えない。」とし、控除して差し支えない額として①から⑥の額を定めている。

なお、その④において、「当該世帯の自立更生のためのやむを得ない用途に充てられたものであって、地域住民との均衡を考慮し、社会通念上容認される程度として保護の実施機関が認めた額。」と定めている。

2 本件処分について

(1) 法第63条の解釈と運用について

法第63条は、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず保護を受けた被保護者に対して、その受けた保護金品に相当する金額の全額の返還を一律に義務付けるのではなく、その金額の範囲内において保護の実施機関の定める額の返還を義務付けるにとどまるものである。

これは、全額を一律に返還させたのでは、最低限度の生活の保障の趣旨に実質的に反するおそれや、その自立を阻害することとなるおそれがあることから、金額の決定を保護の実施機関の合理的な裁量に委ねたものと解される。

したがって、保護の実施機関は、法第63条に基づく返還決定を行うにあたって、同条の趣旨に従い、被保護者の資産や収入の状況、受けた保護金品の使用の状況、その生活実態、当該地域の実情等の諸事情を調査して、これらを踏まえ、返還決定が被保護者の最低生活及び自立にもたらす影響等を考慮したうえで、個々の場合に返還を求める金額の決定について適切に裁量を行使しなければならない（福岡地方裁判所平成26年3月11日判決及び東京地方裁判所平成29年2月1日判決参照）。

(2) 本件処分について

処分庁は、妻が受給している企業年金収入の認定漏れにより扶助費に過支給が生じたことから、本件処分を行ったことが認められる。

処分庁は、処分庁の認定漏れが原因であるものの保護費の過払いが生じていることは事実であり、本件処分については何ら違法や不当はない旨を主張する。

しかし、前記1(2)のとおり、法第63条には、保護の実施機関が不当に高額な決定をした場合の返還義務も含まれているものと解されているところである。

しかし、前記1(3)及び前記(1)のとおり、法第63条に基づく費用返還の取扱いについては、原則全額を返還対象としつつ、全額を返還対象とすることによって当該被保護世帯の自立が著しく阻害されると認められる場合、当該世帯の自立更生のためのやむを得ない用途に充てられたものであって、地域住民との均衡を考慮し、社会通念上容認される程度として保護の実施機関が認めた額について返還額から控除することが可能であるが、処分庁が本件処分を行うまでの間に、請求人の資産や収入の状況、生活実態、過支給となった保護費の使用の状況等について、具体的に調査を行ったことを裏付ける事実を認めることができない。また、調査の結果を踏まえ、本件過支給費用の全部又は一部の返還をたとえ分割による方法によってでも求めることが、請求人に対する最低限度の生活の保障の趣旨に実質的に反することとなるおそれがあるか否か、請求人世帯の自立を阻害することとなるおそれがあるか否か等についての具体的な検討をした形跡も見出すことができない。

また、本件においては、保護費が過支給となった背景には、請求人から企業年金に関する収入の申告があったにも関わらず、処分庁が必要な手続をとらなかったことによつて生じたという特段の事情のあることに留意すべきものといえる。

(3) まとめ

これらを踏まえると、処分庁は、本件処分に至る判断の過程において考慮すべき事情を考慮せず、請求人の資産や収入の状況、生活実態、過支給となった保護費の使用の状況など検討すべき個別具体の事情についての調査・検討を行っていない点において、返還額の決定に至る過程には瑕疵があるといわざるを得ず、本件処分は取消しを免れない。

3 結論

以上のとおり、本件審査請求には理由があることから、行政不服審査法第46条第1項の規定により、主文のとおり裁決する。

令和3年12月6日

審査庁 大阪府知事 吉村 洋太



教 示

1. この裁決に不服がある場合には、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して1箇月以内に、厚生労働大臣に対して再審査請求をすることができます。
2. この裁決については、上記1の再審査請求のほか、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、大阪府を被告として（訴訟において大阪府を代表する者は大阪府知事となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。処分の違法を理由とする場合は、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。
3. ただし、上記1又は2の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、再審査請求をすること又は裁決の取消しの訴え若しくは処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記1又は2の期間やこの決定があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても再審査請求をすること又は裁決の取消しの訴え若しくは処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

